

特別緑地保全地区買取等補助事業実施要綱

制定 令和6年3月29日付5都市政緑第870号

改正 令和7年3月24日付6都市政緑第918号

(目的)

第1条 この要綱は、買い入れるべき旨の申出があった特別緑地保全地区等における土地に対し、都内の区市町村がこれを買入れ、緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備等を行う経費について東京都（以下「都」という。）が補助金を交付することにより、都市部にある貴重な緑地を保全していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 緑地 都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第3条第1項に定める緑地をいう。
- 2 特別緑地保全地区 法第12条第1項に定める区域をいう。
- 3 特別緑地保全地区指定計画地 特別緑地保全地区以外の区域で、土地の買入れ後、おおむね半年以内に特別緑地保全地区として指定される予定の区域をいう。

(事業対象)

第3条 特別緑地保全地区買取等補助事業（以下「本事業」という。）の交付対象は、区市町村とする。

(事業の内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 特別緑地保全地区又は特別緑地保全地区指定計画地における土地の買入れに対する補助
- 2 1で買入れた土地における保全利用施設の整備及び都市緑地法施行規則第1条に定める機能維持増進事業に対する補助（都市緑地法施行規則第1条で定める機能維持増進事業に対する補助は、特別緑地保全地区における土地で実施する場合に限る。）

(特別緑地保全地区買取等補助事業基金の造成)

第5条 前条の1及び2の事業を実施するに当たり、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）は、特別緑地保全地区買取等補助事業基金を造成する。東京都知事（以下「知事」という。）は、基金の造成に当たり、公社にその資金を出金する。

1 事業の実施方法の策定

公社は、本事業を実施するに当たり、事業の実施手順を定めた実施要綱及び補助金交付要綱（以下「要綱等」という。）を作成し、様式1号により知事に承認申請を行うものとする。要綱等の改正又は廃止をする場合も同様とする。

2 事業の実施方法の認定

知事は、公社が1で申請した要綱等について、適正と認めるときはこれを承認するものとする。

3 事業計画の承認

公社は、事業の開始に当たり、別途締結する特別緑地保全地区買取等補助事業に係る出えん契約書（以下「出えん契約書」という。）で約するところにより、事業計画書を作成し、知事の承認を受けるものとする。

4 変更、報告等

公社は、出えん契約書で約するところにより、事業の進捗状況やその実績について、知事に報告するものとする。

（特別緑地保全地区等における土地の買入れ）

第6条 公社が実施する第4条の1の事業は、区市町村が、特別緑地保全地区又は特別緑地保全地区指定計画地における自然環境の保全を目的に土地を買い入れる際の経費の一部を補助する事業とする。

1 補助事業の原資

補助事業に必要な資金は、前条の基金を取り崩して用いるものとする。

2 補助対象事業費

補助対象事業費は、補助事業に要する経費から国庫補助金、分担金、負担金、寄附金等の特定財源を控除した額とする。

3 補助率

公社が行う区市町村へ交付する補助金の補助率は、補助対象事業費の2分の1以内とする。

4 補助対象事業

補助対象事業は、次の（1）及び（2）のいずれも満たす土地の買入れとする。

（1）特別緑地保全地区又は特別緑地保全地区指定計画地であること

当該土地が、法第12条第1項の規定により、特別緑地保全地区に指定されていること。または、当該土地が、買入れ時に特別緑地保全地区に指定されていない場合で、買入れ後、おおむね半年以内に特別緑地保全地区として指定される予定であること。

また、買入れ申出により、区市町村の公社等が買い取った土地を買い戻す場合も補助対象とする。

なお、土地を買い入れる際の経費には、建造物の購入は含まない。

（2）法第17条の規定等による買入れをした土地であること。

当該土地が、法第14条第1項の許可を受けることができず、その利用に著しい支障を来すことにより、買入れ申請があった土地であること。

なお、法第14条第1項各号に掲げる行為が行われるおそれがあり、当該緑地の保全上支障が生じると認められる場合についても、補助対象とする。

なお、土地を買い入れる際の経費には、建造物の購入は含まない。

(買い入れた土地における保全利用施設の整備及び機能維持増進事業の実施)

第7条 公社が実施する第4条の2の事業は、区市町村が、前条で買い入れた土地において、緑地の適正な保全及び利用を図るために必要な施設を整備する際の経費の一部を補助する事業とする。なお、4(1)セに規定する建造物の整備とは、買入れ後、緑地の保全及び利用に資する施設として、安全上、保全上、修景上必要な補修等を行う場合の修繕をいい、1施設当たりの整備期間は、2か年を限度とする。また、緑の基本計画等又は社会資本総合整備計画に、緑地の現状と機能維持増進事業実施後の状態、機能維持増進事業の整備内容、温室効果ガスの排出削減に関する内容(伐採した樹木の活用方針等)及び生物多様性の確保に関する内容(目標とする植生等)が記載されており、1か所当たりの面積が0.05ha以上である機能維持増進事業の経費の一部を補助する事業とする。

1 補助事業の原資

補助事業に必要な資金は、第5条の基金を取り崩して用いるものとする。

2 補助対象事業費

補助対象事業費は、補助事業に要する経費から国庫補助金、分担金、負担金、寄附金等の特定財源を控除した額とする。

3 補助率

公社が行う区市町村へ交付する補助金の補助率は、補助対象事業費の2分の1以内とする。

4 補助対象事業

補助対象事業は、前条の規定により買い入れた特別緑地保全地区内の土地における以下に定める保全利用施設の整備及び機能維持増進事業の実施又は特別緑地保全地区指定計画地内の土地における以下に定める保全利用施設の整備とする。

(1) 保全利用施設

- ア 防火施設
- イ 土砂崩壊防止施設
- ウ 景観保全のための植栽
- エ 防火・病虫害防除維持管理上の道路
- オ 立入防止柵、標識等の管理施設
- カ 散策路
- キ ベンチ
- ク 休憩所
- ケ 公衆便所
- コ 解説板
- サ 駐輪場
- シ 水質保全のための水辺周辺施設
- ス 雨水貯留浸透機能を高めるための植栽及び施設

セ 緑地と一体となって良好な自然環境を形成している建造物（特別緑地保全地区指定時（指定予定の場合は、指定予定時）において、法第 12 条第 1 項第 2 号を指定要件としている地区内の既存建造物に限る。）

（2）機能維持増進事業

樹林の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図ることで緑地の有する機能の維持増進を行う事業

（財産処分制限）

第 8 条 区市町村は、本事業の交付を受けて買い入れた土地及び整備した保全利用施設を特別緑地保全地区の保全以外の目的に利用してはならない。

- 1 区市町村は、本事業の交付を受けて買い入れた土地及び整備した保全利用施設を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って自然環境の保全を図らなければならない。
- 2 区市町村は、本事業の交付を受けて買い入れた土地及び整備した保全利用施設で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を、処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 区市町村は、本事業の交付を受けて買い入れた土地及び整備した保全利用施設を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない事由による処分をしようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。なお、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- 4 知事は、前号の規定により、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとしたときに、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を区市町村に納付させるよう命ずることがある。
- 5 知事は、区市町村が本事業の交付を受けて買い入れた土地、整備した保全利用施設又は実施した機能維持増進事業が第 6 条の 4 又は第 7 条の 4 に違反すると認めたときは、区市町村に対し、補助金相当額の返還を命ずることがある。

（現地確認）

第 9 条 区市町村は、本事業の交付を受けて買い入れた土地、整備した保全利用施設及び実施した機能維持増進事業について、知事の求めに応じ現地確認を受け入れなくてはならない。

（特別緑地保全地区買取等補助事業の推進）

第 10 条 知事は、別に定めるところにより、公社が第 4 条に掲げる事業を推進する上で必要な事務経費について補助するものとする。

（推進体制）

第 11 条 知事は、本事業の実施に当たり、関係機関との密接な連携を取りながら、関連施策との連携に配慮し、地域の実情に応じて円滑かつ適正に推進する。

(補助金の返還)

第 12 条 第 8 条の 5 の規定による補助金の返還については、補助金等交付財産の処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）の規定に準拠し対応することとする。

(記録の管理)

第 13 条 区市町村は、本事業の交付を受けて買い入れた土地、整備した保全利用施設及び実施した機能維持増進事業についての記録を適切に管理することとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式1号（第5条関係）

（文書番号）

年 月 日

東京都知事 殿

公益財団法人東京都都市づくり公社
理事長

特別緑地保全地区買取等補助事業の実施に係る要綱等の承認申請書

特別緑地保全地区買取等補助事業の実施に当たり、事業の実施について要綱等を定めたので、承認申請します。

添付資料

注：策定又は改正した実施要綱及び補助金交付要綱の名称を記載すること。